

別 紙

令和 2 年度滋賀県保育所等支援事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和 2 年度滋賀県保育所等支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、低年齢児の受入れや地域の実情に応じた支援に取り組む保育所等への支援を行うことにより、保育の質の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業
「令和 2 年度滋賀県保育所等支援事業の実施について」（令和 2 年 7 月 30 日付け滋子青第 1828 号滋賀県健康医療福祉部長通知。）の別添 1 に定める「滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業実施要綱」により、市町（中核市を除く。以下同じ。）が行う事業。
 - (2) 滋賀県家庭支援推進保育事業
「令和 2 年度滋賀県保育所等支援事業の実施について」の別添 2 に定める「滋賀県家庭支援推進保育事業実施要綱」により、市町が行う事業。

(交付の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された第 1 欄の種目ごとの算出額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表の第 1 欄の種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 知事は、必要があると認める場合においては、県の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第1欄の対象事業の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式2により速やかに、知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。

(6) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ調書および証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(7) 市町は、補助金を民間団体に交付する場合は、以下に掲げる条件を付さなければならない。

ア (1)から(5)までに掲げる条件。

ただし、(1)から(5)中「知事」とあるのは「市町長」と、(5)中「県」とあるのは「市町」、「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および

支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (8) 県が付した条件に基づき市町長が承認する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (9) 間接補助事業者から補助金にかかる消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の納付があった場合には、その納付額の全部または一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

- 7 市町の長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて知事が別途定める日までに知事に提出を行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別紙様式4により知事が別途定める日までに行うものとする。

(実績報告)

- 9 この補助金の実績報告は、翌年度の4月10日（第6条第3号の規定により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに、別紙様式5による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(標準事務処理期間)

- 10 この補助金の標準事務処理期間は、次のとおりとする。
 - (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
 - (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
 - (3) 規則第13条の規定による額の確定は、9の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(補助金の返還)

- 11 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について

て県に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により 4, 7, 8 および 9 に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めによるものとする。

別 表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業	<p>1 か所当たり</p> <p>年額 3,000,000 円／人</p> <p>ただし、事業の廃止または中止が年度の途中になる場合は、次により算定された額による。</p> <p>250,000 円×実施月数</p>	<p>滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業に必要な人件費またはその委託に要する経費として市町が支出する額</p>	<p>1 / 3</p>
滋賀県家庭支援推進保育事業	<p>(1) 家庭支援推進保育士等設置事業</p> <p>家庭支援推進保育士等 1 人あたり</p> <p>3,000,000 円／12×配置月数</p> <p>ただし、対象児童の入所率が 40% 以上の保育所等の家庭支援推進保育士等のうち 1 名については補助対象外とする。</p>	<p>家庭支援推進保育士等設置事業を実施するために必要な人件費等またはその委託に要する経費</p>	<p>1 / 3</p>
	<p>(2) 家庭支援活動事業</p> <p>対象児童数に応じ区分される次の表に定める額とする。</p>	<p>家庭支援活動事業を実施するために必要な時間外手当、報償費、旅費、需用費に要する経費</p>	

表（1 か所当たり年額）

対象児童数	基準額
10～19 人	350,000 円
20～29 人	450,000 円
30～39 人	550,000 円
40～49 人	650,000 円
50～59 人	750,000 円
60～69 人	850,000 円
70～79 人	950,000 円
80～89 人	1,050,000 円
90～99 人	1,150,000 円